

自治医科大学医学部同窓会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は自治医科大学医学部同窓会と称し、通称を医燈会(いちようかい)とする。

2 本会の事務所を自治医科大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図ること及び自治医科大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- 一 会員間の交流及び会員の福利厚生
- 二 会員の活動に対する支援又は助成
- 三 会報の発行、ホームページの公開その他の広報
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 2002年3月までに自治医科大学を卒業した者
自治医科大学医学部を卒業した者
- 二 準会員 自治医科大学医学部の学生
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同する者

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名から5名
- 三 幹事 各ブロック 1名から4名
ただし、ブロックは、各地域ブロック、自治医科大学本学及び自治医科大学さいたま医療センターとする。なお、各地域ブロックの区分区割りは自治医科大学の規定によるものとする。
- 四 監事 1名から3名
- 五 代議員 各都道府県人会 1名

(代議員の選出)

第6条 都道府県人会は正会員の中から代議員1名を選出する。

2 都道府県人会は正会員の中から予備代議員1名を選出することができる。

3 代議員に事故があるとき又はやむを得ない事由により代議員から指示があるとき、予備代議員は総会における議決その他の代議員の職務を代行する。

(名誉会長等)

第7条 本会に名誉会長又は名誉顧問若しくは顧問(以下「名誉会長等」)を置くことができる。

2 名誉会長等は会長が推挙し、総会において承認を得るものとする。

(職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は会務を執行する。

4 監事は本会の事業及び会計の監査を行う。

5 代議員は各都道府県人会を代表し、総会の議決を行う。

(会長の選出)

第9条 会長は正会員の中から選挙（以下「会長選挙」という）により選出する。

2 会長選挙の選挙人は代議員とする。

3 会長選挙の事務は選挙管理委員長が統括する。

4 選挙管理委員長は、会長が指名し、総会において承認を得るものとする。

5 本規則の他会長選挙に関する事項は別に定める会長選挙運営規程によるものとする。

(その他の役員の選出)

第10条 副会長、幹事及び監事は正会員の中から会長が指名し、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨ないものとする。

(暫定会長)

第12条 会長が欠けた場合には副会長（複数名の場合は会長があらかじめ指名した者）が暫定会長に就任する。

2 暫定会長の任期は前会長の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第13条 会議は総会及び幹事会とする。

(総会)

第14条 総会は第5条の役員をもって組織し、会長が招集する。

2 通常総会は3年に1回、役員改選年度の3月に開催する。

3 通常総会によりがたい案件があれば臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決又は承認を得るものとする。

一 副会長、幹事、監事、選挙管理委員長、名誉顧問等の選出

二 事業報告及び収支決算

三 事業計画及び収支予算

四 会則の改廃

五 会長選挙運営規程の改廃

六 その他会長が必要と認めた事項

(総会の運営)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（予備代議員の代理出席又は委任状の提出を含む。以下同じ）をもって成立する。

2 総会の議長は出席した代議員の互選により選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は出席した代議員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

2 予備代議員が代理出席となった場合は、代議員の代理として表決ができる。

3 代議員及び予備代議員のいずれも出席し難い場合に限り、代議員は委任状の提出又はあらかじめ通知された事項に関し書面もしくは電磁的方法による表決ができる。

- 4 代議員及び予備代議員は特別に利害関係にある議案の議決に加わることができない。
- 5 監事、選挙管理委員長その他会長又は総会が必要と認める者は総会に出席することができる。

(専決処分)

第 18 条 会長は第 15 条の一から三に関し、総会の開催が困難かつ変更内容が軽易な事項に限り、副会長と合議の上これを専決することができる。ただし、事前に幹事会の承認を得ることを原則とし、かつ直後の総会にこれを報告し承認を得なければならない。

- 2 異例に属し先例となる恐れがある場合、これを専決することができない。

(幹事会)

第 19 条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織し、会長が招集する。

(幹事会の運営)

第 20 条 幹事会は、会長、副会長及び幹事の 2 分の 1 以上の出席（委任状の提出を含む。以下同じ）をもって成立する。

(幹事会の議決)

第 21 条 幹事会の議決は出席する副会長、幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。

- 2 監事、選挙管理委員長、その他会長が必要と認める者は幹事会に出席することができる。

第 5 章 会計

(会計)

第 22 条 本会の会計は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第 23 条 会員の終身会費は 20,000 円とする。

- 2 準会員は終身会費を納入することができる。終身会費を納入した準会員は正会員となっても重ねて終身会費を納入する必要がない。

(会計年度)

第 24 条 会計年度は、4 月 1 日に始まり、3 年後の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑則

(施行細則)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施に必要な細則は、別に定める。

付則

この会則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

この改訂会則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

この改訂会則は、2003 年 3 月 22 日から施行する。なお、この改訂は自治医科大学に看護学部が設置されたことにより、本会の名称を「自治医科大学同窓会」から改めたことを主としている。

会則第 15 条に示す会計年度は、2000 年 4 月を起点とする。

この改訂会則は、2018 年 3 月 24 日から施行する。

この改訂会則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。